

生駒市規則第28号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月19日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項第13号中「需用費、役務費及び原材料費」を「次に掲げる経費」に改め、同号に次のように加える。

ア 需用費

イ 役務費

ウ 使用料及び賃借料

エ 原材料費

第35条の見出しを「（概算払）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第162条第6号の規定により概算払をすることができる経費は、概算で支払をしなければ契約し難い鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者に対する委託に要する経費とする。

第35条の2第1号中「契約しがたい」を「契約し難い」に改める。

別表第1環境保全課長の部所管に係る徴収金の収納の項中「所管係長」を「所管係員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。